



# 羽の情報便

## 雇用促進に対する税制優遇制度

雇用を増やした企業に対する税制優遇制度が創設されました。従業員数の増加1人あたり20万円の税額控除を受けられます。

### 1. 税制優遇制度の概要

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まる何れかの事業年度(以下「適用年度」といいます。)〈※1〉において、雇用者増加数5人以上(中小企業は2人以上)、雇用増加割合〈※2〉10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除〈※3〉が受けられます。

※1 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年

※2 雇用増加割合 =  $\frac{\text{適用年度の雇用増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$

※3 当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度となります

### 2. 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ① 青色申告書を提出する事業主であること
- ② 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ③ 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加させていること
- ④ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額〈※1〉以上であること
- ⑤ 風俗営業等〈※2〉を営む事業主ではないこと

※1 比較給与等支給額

= 前事業年度の給与等の支給額 + 前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%

※2 風俗営業及び性風俗関連特殊営業

### 3. 事務手続

- ① 事業年度開始後2ヶ月以内に〈※1〉に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワーク〈※2〉へ提出して下さい。⇒ハローワークが、従業員の新規採用を支援します。
- ② 事業年度終了後2ヶ月以内(個人事業主については3月15日まで)に、ハローワーク〈※2〉で雇用促進計画の達成状況の確認を求めて下さい。確認を求めてから返送まで約2週間(4~5月は1ヶ月程度)を要しますので、確定申告期限に間に合うようにご留意下さい。
- ③ 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告して下さい。
  - ※1 なお、平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主の場合は、10月31日までに提出して下さい。
  - ※2 事業主の主たる事業所(連結納税制度を適用している法人の場合は、連結親法人の主たる事業所)の所在地を管轄するハローワークを指します。

### 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!  
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。  
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

# お客様からのQ & A

タイ料理店を営んでいます。先日税務署が税務調査に来て、やたらと「まかない」の処理を指摘されました。社内消費の処理ができていないので追徴課税になったのですが、今一意味が分かりません。どうして「まかない」の会計処理が必要なのですか？

飲食店の税務調査は「売上計上漏れ」と「まかない」がポイントです。現金商売である飲食店の税務調査といえ、何をチェックされると思いますか？現金商売の場合は、現金で売上が上がります。企業向けビジネスであればほとんどが預入金となるので、そこに操作の余地はありません。しかし、現金であれば、その売上金をポケットに入れてしまえば簡単に売上金額を調整できたりするのです。従って、現金商売の税務調査における王道は「売上計上漏れ」になります。ところが、この売上計上漏れを調査で見つけるのは結構難しいのです。事前連絡なしの調査で突撃して、現金実査あたりを行わなければ、ポケットに入った売上金を見つけないのはかなり難しいのです。もう一つの大きなポイントは「まかない」です。多くの飲食店は「まかない」の処理を行っていません。「まかない」の材料は、飲食店ならば、「仕入」等で処理をして、「まかない」で消費した場合に、何も処理をしていないケースが多いのではないのでしょうか？一般販売価格での売上計上は必要ないとしても、その七十%程度での売上計上は必須になります。現実として、多くの飲食店が税務調査でこの「自家消費」を指摘され、多額の修正申告を余儀なくされていますので注意が必要です。

## 税金まめ知識（第53回） 欠損金と債務超過の違い(2)

ある年に△4,000万円の欠損金を出した企業があるとします。この企業は翌年以降に△4,000万円の欠損金を繰り越すことができるため、次の年に3,000万円の利益を出しても法人税はゼロです。（3,000万円-4,000万円=△1,000万円、所得金額はマイナスなので法人税はゼロ）。そのまた次の年に3,000万円の利益を出した時、繰り越した欠損金（繰越欠損金、又は繰越損失）の△1,000万円を差し引いた2,000万円に対して法人税がかかります。

繰り越した欠損金は、翌年の貸借対照表に計上されます。欠損金を出した年がその年1年だけで、翌年の利益ですぐに解消できればいいのですが、赤字が何年も続くようだと貸借対照表の繰越欠損金（繰越損失）の額はどんどん積み上がっていきます。

そして、いつかは繰越損失の総額が、資本金と法定準備金の合計額を上回ってしまうこととなります。この状態を**債務超過**と呼びます。

貸借対照表で見れば、このケースでは資産よりも負債の方が多くなっており、まさに債務が資産を超過しているわけです。株主の持ち分である純資産（株主資本）はマイナスに転落し、株主の価値はゼロ以下になってしまいます。こうなると企業の存続そのものが危うくなります。

### ◆貸借対照表

〈通常の企業の場合〉		〈繰越欠損金がある場合〉		〈債務超過の場合〉	
資産 1000	負債 600	資産 700	負債 600	資産 500	負債 600
	株主資本 400		株主資本 100		債務超過 △100
	資本金 200		資本金 200		資本金 200
	資本準備金 200	欠損金 △300	資本準備金 200	欠損金 △500	資本準備金 200

このような状態では銀行からの融資は受けにくくなります。東京証券取引所での基準では、債務超過の状態が2年間続くと上場廃止になってしまうため、株式市場でも投資対象とは認められなくなります。企業は、スポンサーを探して第三者割当増資などを行い資本勘定を厚くするか、減資を行って債務超過の状態から脱出しなければなりません。

## 11月の税務カレンダー

### 市町村の条例で定める日

個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）

10月11日（火）

9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



10月31日（月）

8月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

2月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



## 税金用語のお勉強 (4)

～あなたは間違って使ってませんか？～



### XX と XX の違いは？

基本的に同じことを指しており同意です。一般的な使われ方として、「内税」は「外税」に対し、表示されている商品やサービスに対する対価の中に、税金が含まれているという意味です。「税込み」は「税抜き」に対し、商品やサービスに対する対価に、税金をプラスした総額の金額という意味を持ちます。

### 施行日 と 適用日 の違いは？

実際に「公布」された法律をスタートさせることを「施行」と呼びますが、その成立した税法が効力を発揮する日のことを「施行日」といいます。また、法人の事業年度の途中を施行日とするようなケースでは、より具体的な事案について不明確なケースも多々生じるため、この点を明らかにするために「適用日」という用語が用いられています。



ちよっとコーヒーブレイク！ 知ってるようで知らないお話。

## 雑学王のつぶやき (27)

似ているけれど・・・違いは何？



### ■「進呈」と「贈呈」

「進呈」は、相手を敬う場合に使うことが多く、つまらない物で大変恐縮ですが、受け取ってくださいという意味。「贈呈」はよく頑張ったからあげるよといった上目線で使われることが多いです。

### ■「測定」と「計測」

「測定」は、長さ・重さ・速さなど種々の量を器具や装置を使用してはかること。直接行う方法や、理論によって間接的に行う方法などがあります。「計測」は、純粋に器械を使って、モノの量や値をはかる時に使われます。

### ■「会う」と「逢う」

「会」には、集会という言葉が表すように、多くの人々が寄り集まって話をするというような意味があります。「逢」は、これは両方から進んできて一点で出会うという意味があります。ここで逢ったが百年目・・・などに使われます。

### ■「回答」と「返答」

「回答」は、質問・要求などに答えること。「返答」は、問いや呼びかけなどに対して答えること。ほぼ同意です。



# 今月のコラム

山々の紅葉も色濃くなり、その紅葉も平地に向かつて凄いスピードで駆け下りてきています。早いもので今年のカレンダーも残り少なくなり、街では年賀状やクリスマスのイベントのポスターもよく目につくようになりました。早いですね、一年は。

海の内こうアメリカでは、十月三十一日はハロウィンです。今では、かぼちゃのランタンや仮装など子供のイベント的な色合いが強いのですが、もともとの由来は、十一月一日に一年の暦が替わる時代に、この大晦日の夜に、祖先の霊と一緒に悪霊や魔女がやって来て災いをもたらすと信じられていて、身を守るために仮面をかぶり、火をたいいて霊を呼び戻したり、悪霊を追い払うようになりました。これが今の仮装した子どもが近所を訪ねて、家々でお菓子を貰う風習へと変化していったと言われています。これって日本の大晦日の行事（なまはげ）や、昔の大晦日にあたる節分、霊を呼び戻すということでは、さまざまなお盆の行事にも通じるものがありますね。

朝晩はだいぶ肌寒くなりました。体調には十分注意して食欲の秋、読書の秋を楽しみながら頑張っていきましょう。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆伝票貼付サービス料金

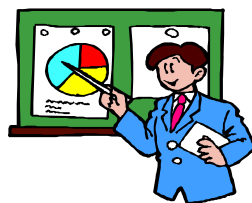
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp



朝晩は冷え込むようになってきました。インフルエンザには十分に注意を！

